

☐ くらしのサポーター向け活動情報のご案内

くらしのサポーターの活動の参考になる情報を毎月お届けします。

1 くらしのサポーター消費者被害対処法

金融商品の契約

先日、ベルル生命医療保障共済会等ベルルグループが業務を停止した問題は、県民に大きな消費者被害をもたらす可能性が高くなっています。徳島県消費者情報センターでは、ベルル共済問題の県の専用相談窓口として、消費者への情報提供を実施しています。

そこで、今回は、ベルルの相談事例を元に、金融商品を契約する際にトラブルにあわないための対策についてお知らせします。

そして、くらしのサポーターのみなさんにはこのような消費者情報センターの情報を、周りの消費者につないでいただき、広く県民に行き届くようご協力をお願いします。

(1) 相談事例

- ① 現在、契約している保険は、いわゆる無認可の事業者だが保険業法改正後、どうなるのか。
- ② 広告や宣伝で、高配当をうたっているが、本当だろうか。信用できるかどうか。

(2) 相談への対応

徳島県消費者情報センターでは、個々の事業者や商品の信用性などについてはお答えできませんが、一般的な契約する際の注意点や問題点について、情報提供しています。

上記の相談者には、「無認可共済について、根拠法に基づかない共済団体で、平成17年の改正保険業法で法規制されることになったことの情報提供や、破綻した場合に掛金等が返ってくる保障がないこと。」、また、「高配当をうたうものには、高リスク(危険性)がつきものなので、よく情報収集して比較検討してから加入の判断をするように。」と助言していました。[＜詳しくは、下記の共済関係の豆知識へ＞](#)

様々な金融機関が、販売する金融商品を拡大し、多様化させていますので、たとえ銀行や郵便局が取り扱う金融商品でも、通常、高い収益性をうたったものには高い危険性が伴い、よく理解しないまま契約した場合には思い通りの儲けがあるとは限らず、元本割れの危険があるものもあります。

金融商品のパンフレットなどには、消費者が飛びつきたくなるような文言が大きな文字で書かれていますが、実は、注意書きのような細かい説明文の方に重要な内容が書かれています。その内容をいかに自分で確認し、わからなければわかるまで聞く、そしていかに理解するかといったところが、トラブルにあうかあわないかの分かれ道になるのです。

つまり、金融商品の選択には、消費者自らの自己責任を伴う適切な選択が問われているのです。

《 被害を未然に防ぐには 》

・事業者の免許・登録の有無を確認する

破綻時の補償に関する法的整備(セーフティネット)があるかどうかなどの安全性についての情報を得てください。
金融庁ホームページ免許・登録を受けている業者一覧掲載
<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>

・説明されても理解できない金融商品は、契約しない

高齢者を中心に個人の金融資産の蓄積が進んでいますが、新しい金融商品開発のスピード化や多様化の中で、金融知識や理解に比較的乏しい高齢者等が、年金不安や低金利の中でリスクを十分理解せずに、もうけの部分だけを求める問題が起こっています。

・「絶対もうかる」という甘い話には裏がある、と心得ておく

広告や宣伝の文言に踊らされず、冷静に情報は自分で得て判断しましょう。

・金融商品のパンフレットは、細部を特に読む

例えば、「手数料0円」などと消費者にとっては、いいことが書かれていても、どこか細かい注意書きには、様々な条件があるはずです。そのサービスの期間や加入できる条件、解約手数料の有無や違約金などを詳しく読み解く必要があります。

また、パンフレット類は、契約が終わるまで保管しましょう。

・業者の広告やセールストークのみに頼らず、自分で情報を収集し、よく比較検討する

広告やセールストークは、消費者にとって有利なことを強調しますが、「金融商品販売法」で、商品のリスクなどの重要事項について消費者にきちんと説明を行わなければならないことが定められています。購入時には、納得できるまで質問をし、理解しましょう。

・必要なければはっきり断る勇気を持ちましょう

自分で決断しにくい場合や意思決定能力が衰えているような場合には、家族や信頼できる第三者にサポートしてもらいましょう。

(3) 参考情報

《 共済関係豆知識 》

・共済について

共済には、農業協同組合法や消費生活協同組合法など根拠法のある共済（JA共済や全労災など）のほか、根拠法のない共済（いわゆる無認可共済）があります。

・改正保険業法の適用

本年4月に施行された改正保険業法により、根拠法のない共済（いわゆる無認可共済）の事業者は、平成20年3月までに保険金額が少額で期間が短い保険を扱う「少額短期保険業者」としての登録か、保険会社の免許を申請することが義務付けられました。

・特定保険業者

改正保険業法により、根拠法のない共済（いわゆる無認可共済）の事業者は、今年9月末までに財務局に「特定保険業者」の届出を行い保険の引受けを行なっています。平成20年4月以降は、保険業法改正で新設された少額短期保険業者として内閣総理大臣の登録などを受けなければ保険の引受けをできなくなります。

・破綻時の補償

少額短期保険業者は、1000万円以上の所定の供託金の供託を義務付けられています。一方特定保険業者は義務付けられていません。万一、特定保険業者または少額短期保険業者が破綻した場合、生命保険会社や損害保険会社の破綻の場合と異なり、契約者保護機構等の資金援助がありません。（セーフティネットの対象外です）

・保険業法適用外共済

1000人以下を相手方とする小規模な事業者などは、引き続き保険業法適用除外です。これらの業者へは引き続き指導監督庁がなく、破綻時には補償はありません。適用除外の共済には不特定の者を相手方として保障業務を行う組織から、特定企業の従業員のみで組織される互助組織まで、様々なものがありますが、後者のような、自治に任せればよいと思われる組織では、根拠法がないことに特に問題はありません。実質的に不特定の者を相手方として保障業務をする組織の場合には注意が必要です。その共済に信用力があるかどうか、まとまった加入者がいるか、経営母体がしっかりしているかなど、よくご自身で確かめてください。

○金融商品に関する情報

・金融庁 ホームページでの情報提供URL：http://www.fsa.go.jp/
・金融広報中央委員会 ホームページでの情報提供URL：http://www.shiruporuto.jp/ 参考図書等発行
・徳島県金融広報委員会 ホームページでの情報提供URL：http://www4.ocn.ne.jp/~toku-fsi/ パンフレット配布、金融広報アドバイザー派遣、セミナー開催など
連絡先088-621-2258（徳島県県民環境政策課内）

○消費者教育の推進

・徳島県消費者情報センター ホームページでの情報提供URL：http://www1.ourtokushima.net/shohi/
啓発パンフレット・消費者教育教材配布、出前講座など
連絡先088-623-0612 URL：http://www1.ourtokushima.net/shohi/

周りの方に助言したり、消費者情報センターを紹介したときは、活動手帳に記録してください。